

## 令和2年度第7回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和2年9月10日(木)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎3階 富有まんてんホール					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時30分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	岩指 久	出席			
	8番	井上 武	出席	14番	板 秀樹	出席
	9番	岡田 幸久	欠席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
議事録署名委員	3番	糸田 雅樹		4番	岩指 久	
	13番 秦野 勝仁 出席					
出席吏員	事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝					
傍聴人						

### 付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農用地利用集積計画案の決定について
第2号	B判定農地における特別委員会の判定結果について
報告事項	(1) 農地法第5条第1項の規定による農地一時転用完了届について
その他	(1) 各地区の遊休農地パトロール実施日について (2) 活動記録の提出について (3) 令和2年7月豪雨災害義援金について 令和2年度第8回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長補佐	只今より令和2年度第7回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は議会出席のため岡田局長が欠席ですので、私が進行をさせていただきます。欠席者は9番岡田幸久委員です。16番作野委員は少し遅れて出席されると言う事でご連絡がありました。農業委員会等に関する法第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条により本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	－省略－  (13:33 作野委員入室)
3. 議事録署	局長補佐	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長と

名委員及び書記の指名		して進行をお願いします。
	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、3番 糸田雅樹委員、4番 岩指久委員、書記につきましては田邊操枝職員にお願いします。
4. 議事 議案第1号 農用地利用集積計画案の決定について	議長	『議案第1号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	<p>農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。農業経営基盤強化促進法第18条第2項において定める事項は別添の明細書の通りでございます。内容について説明いたします。</p> <p>【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読 (議案書2～5頁)】</p> <p>整理番号                    117番 設定を受ける者：        1名 設定をする者        :        1名 設定をする土地：        2筆        計 4,723㎡</p> <p>農業者年金受給に係る親子間の貸借ということでございまして、農地法第3条による、賃貸借期間の満了のために今回利用権設定で再契約するものでございます。</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
	議長	『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』質疑を受けたいと思います。 議案第1号につきまして、御異議ございませんか。
	市川委員	農地法第3条の期間が終わって、利用権設定と書いてありますが、新契約となっておりますが、これをもう少し詳しく説明してください。
	局長補佐	<p>補足をさせていただきたいと思います。こちらの案件は、農地法第3条ということで、当時平成3年から平成13年までの10年間の貸借契約はなされておりました、その更新ということで、また平成13年から令和2年まで延長更新をされたものであると確認をしております。</p> <p>今回、利用権設定されたのは農地法第3条で契約をされると自分で更新時期を管理しなければいけない。更新漏れがあるということで、この利用権設定に変えられますと、農業委員会が管理することになりますので、更新時期が到来しましたら農業委員会事務局から更新してくださいというような案内をさせていただきますので、管理しやすいというメリットがあります。更新漏れのリスクを無くすために変更されたということで、今までは農地法第3条だったので、利用権設定としては新規扱いとなります。以上でございます。</p>
市川委員	<p>いわゆる農地法3条というものは、所有権移転のような感じで我々はとっていたのですが、この辺りをもう少し詳しく説明をいただけますか。農地法の中に、通常的所有権移転とは別で親子間では期限があるものがあるのか。普通ですと、AさんがBさんでというと、もう一生その所有権が移転してしまうというのが3条として出たりしています。</p> <p>この度は、期限があるということでの3条ということで3条の中にそ</p>	

		ういうような項目もあるのかということで、もう少し詳しく教えてください。
	議長	所有権移転ではなくて、3条という中に恐らく何項というのがあると思います。その適用なのかということについて、説明をしてください。
	局長補佐	何項というのは今お伝えできないのですが、農地法第3条の中に貸借という項目があります。そちらの期限の無い物が一般的ですけれども、期限を設けるものも第3条で契約ができるということになっております。合意解約に触れますが、期限の無いものについては、合意解約はいつでもできるのですが、期限があるものについては期限が到来したときに双方合意のもとに延長の申し出をされることが民法上できると決まっているようです。補足ですが、合意解約は期限があるものについては双方の合意解約が必要だと。期限の無いものはいつでも合意解約ができる。ということで、農地法第3条の事項に期限の無いものとあるものと、両方できると記載があります。以上です。
	市川委員	確認しますと先ほど言いますように、第3条の中に期限のないものと、どこかの3条の項目の中に、期限があるという項目があるということで理解して良いわけですね。分かりました。
	議長	他にご異議ございませんか。
		(質問・意見無し)
	議長	無いようですので、『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』議決承認されました。
議案第2号 B判定農地における特別委員会の判定結果について	議長	議案第2号『B判定農地における特別委員会の判定結果について』を上程致します。提案者説明をお願いします。
	局長補佐	議案第2号、B判定農地における特別委員会の判定結果についてご説明いたします。別添資料、1番と2番とございますのでそちらをご覧くださいと思います。 それでは資料1でございます。8月25日に実施いたしました特別委員会による現地調査資料となります。25日の特別委員会でと地区について現地確認を行いました。番号1番から37番まで地区になります。38番から85番までが地区になります。 次に資料2でございます。こちらは本日午前中に特別委員会を実施いたしました現地調査資料となります。本日の特別委員会では地区と、地区について確認させていただきまして、資料の1番から7番が地区で、8番から16番が地区になります。 説明は以上です。
	議長	現地調査を行っております。地区については市川委員です。につきましては井上委員、地区につきましては、頼田委員です。最初にから、報告を市川職務代理よりお願いします、
	市川委員	8月25日午前9時より、特別委員8名、事務局3名で行いました。資料1のほうを見ていただきますと、地内には37番までということでございます。はぐっていただきまして、1枚目の航空写真を見ていただきますと、航空写真からはみ出した右の方、少し下がるのですが、北側に県道がございます。場所的には県道から中に入って、の横の道を入れて更に左に回った1番奥の谷でございます。先日A判定かB判定かということで、講師に来ていただいて説明をした場所が図面の1枚目の航空写真の赤のところの横に、少し白く映った場所がございま

	<p>す。これが、農業用のため池でございます。この上をずっと歩いて現地 で研修を受けたという場所です。 の集落からずっと歩いていきま すと、右側に相当荒れた土地もすぐ上がってきたということで、大体場所 がお分かりになると思います。1枚目が俯瞰図、それから2番目が 集 落から入ったところ、それからその上が別紙2と書いてございませ んということでございませぬ。別紙2を見ていただきますと、我々が研修を 受けた所も写っています。20番、27番のところは少し、草も木も生え ていないところがありまして、これが研修した地点でございます。図面 からも分かると思いますがゴズバ蔓や笹等が生え、木も生えているとこ ろで本当に原野化している、木が植わっていて、完全に山林になってい る場所で一目瞭然ということで B 判定であろう、B判定にしなけれ ばならない、地目を変えなければならない、ということで特別委員会とし ても、現況を確認しました。</p>
議長	<p>地区につきまして、市川委員から説明がありました。寺内地区につい て質疑を受けます。</p>
田邊委員	<p>29番と24番の さんですが、 さんは娘さんでしょうか。名義 人は さんですが、所有者が さんになっておりますので、その辺 を教えてください。</p>
局長補佐	<p>右のほうに書かれているのは登記上の所有者でございまして、左側の 欄に書かれている名義は、納税管理人や、現在の所有者の方でございま す。それぞれ一つ一つの関係までは調べておりませんが、このよ うに表記させていただいています。</p>
議長	<p>ということは、土地の名義人とまだ、名義が移っていないというこ とでしょうか。</p>
局長補佐	<p>名義が違うと言う事はまだ登記上の名義が変わっていないという事 でございませぬ。</p>
田邊委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>他にございませぬか。ご異議ございませぬか。</p>
	<p>(質問・意見無し)</p>
議長	<p>無いようですので、原案どおりこのような形で B 判定の地目変更を 行いたいと思います。次に 地区について井上委員よりご説明願いま す。</p>
井上委員	<p>先ほど市川委員から説明があったメンバーで、 地区の後、 地 区の現地調査を行いました。場所は が建っておりますけれど も、そこを入った後ろ側を行った山側の場所です。 が、下のほ うに写っていますけれども、それから右上のほうから、左にかけて B 判 定農地だということで、図面を見ていただければ分かると思いますけれ ども、大体が原野化もしくは山林化で、大きな木が生えている場所がほ とんどです。ずっとこの道を、横のほうに向かって行った道路の最後にも 同じように、山林化、原野化している場所があります。</p> <p>それからずっと下側の、番号で言いますと40番台から50番台の土 地でありますけれども、そちらの方も手前の道路に近い場所は、原野化 で、奥に行くにしたがって山林化している状態で、こちらの農地も B 判 定で問題ないと判断しました。</p>
議長	<p>地区につきまして、井上委員から説明がありました。 地区に ついて質疑を受けます。ご異議ございませぬか。</p>

		(質問・意見無し)
	議長	無いようですので、原案どおり B 判定の地目変更を行いたいと思います。次に、地区について頼田委員よりご説明願います。
	頼田委員	<p>本日 9 時より恩田会長、市川委員、田邊委員、庄倉委員、井田委員、井上委員、黒木委員、岩指委員、頼田、事務局の 11 名で現地確認を行いました。</p> <p>場所は資料 2 の地図をご覧ください。のと言う所で、上の白い建物がになります。右の方にあるのはでございます。航空写真を見てもらうと分かると思いますが、完全に山林化しております、B 判定をしました。次のページはのですが、場所はの集落を抜けた山の方で、ここも山林化しております確認しました。次のページですが、場所がのですが、場所は沿いになりまして、道沿いの山側です。写真でも分かるように、別紙 1 と書いてありますがすっかり山林化していることを確認しました。次はの、集落の山側の道を行ったところで、やはり山が迫っております、木が生えて山林化しており B 判定と確認いたしました。</p>
	議長	、地区につきまして、頼田委員から説明がありました。、地区について質疑を受けます。ご異議ございませんか。
		(質問・意見無し)
	議長	無いようですので、以上で B 判定の地目変更につきましては、原案どおり行いたいと思います。これより作業させていただきたいと思いますので、またご協力をよろしく願います。
5. 報告 (1) 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用完了届について	議長	報告 (1)『農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用完了届について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	局長補佐	<p>【農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用完了届についての内容を朗読 (議案書 6 頁)】</p> <p>本日午前中に行いました現地調査で、復元されていることを確認しました。完了日が、今年の 7 月 31 日ということで日数が経ってしまい、草が生えていたということで、農地に復元はされていましたが、状態が変わっております。こちらのほうは、令和 2 年 3 月の総会で一時転用の届け出があった案件として、河川改修に伴う一時転用でございました。</p> <p>この河川工事は、河川改修工事ということでございました。以上です。</p>
	議長	報告 (1)『農地法第 5 条第 1 項の規定による農地一時転用完了届について』質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。
	庄倉委員	確かに 7 月に完了になったということで、草が生えた状態だったのですが、現況が田と言う事で、到底田だとは考えられない状態でしたので、もう一度確認をお願いします。
	局長補佐	本日現地確認でも御指摘いただいているところですので、今後所有者に連絡を取って確認をしていきたいと思えます。
	庄倉委員	分かりました。
	市川委員	地目を田から畑に変えとかがあたりするということですか。
	局長補佐	今後の活用について、田として使われるのか、畑として使われるのか、確認させていただいて、また現地を見て判断して、現況地目を変更していきたいと考えています。

	市川委員	分かりました。
	田邊委員	特別委員会のほうで一緒に見させていただきましたが、現況を考えますに特別委員会のほうで見に行くということになっていけば、当然そこは草を刈っていないといけないと思います。かなり伸びておりますので、本当にここに現場事務所があったのだろうか。というような状況で、自然の草が生えている状況でございました。したがって、やっぱり我々委員が行く時には、その場所は、ある程度草刈りをしていると思いますので、よろしくお願いします。
	議長	私がお答えさせていただきますと、7月31日に完了届が出ますと、どうしても8月25日が締め切りということになります。8月25日が締め切りだと、そもそも、9月の農業委員会が間に合わないという形ですので、やむを得ない場合もあるなという感じはいたしております。完了登記が7月31日ですが、そうすると8月25日までに受け付けをするわけです。それから文書を作成すると、どうしても10月の農業委員会となりますので、若干日にち的には無理があるなという感じがいたしますが、25日という一つの区切りがあります。これからは20日締め切りといたしております。早くなってくるというようなことでございますので、若干でも現況に近い格好でなければという感じはいたしております。 今後よろしく、皆さん方、現況に合った流れ方でいきたいと思っております。
	市川委員	今言いますように、ちょっと届け出があってから、タイムラグがあったということで草が生えたと言う事でしたが、実際問題、そういう可能性や議論を踏まえると、総会議案、まだ1週間なり10日なり余裕ありますので、事務局と、それから地元委員、我々も含めて、全員がこういう場所が復元されているだろうということで、確実に回っていただきたいというふうに思います。 今田邊委員も言うように事務局を通じて、草刈りを事務局が要請することで、地元の委員や我々が注意しなければいけないなというふうに思います。お互いに注意し合うと言う事です。
	議長	他にご異議ございませんか。
		(質問・意見無し)
	議長	無いようですので報告(1)『農地法第5条第1項の規定による農地一時転用完了届について』を終わります。
5. その他 (1) 各地区の遊休農地パトロール実施日について	議長	『その他(1)各地区の遊休農地パトロール実施日について』を上程致します。提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	その他(1)ということで、資料の3番をご覧くださいと思います。こちらは先月お願いしましたが、こちらが集約した結果となっております。天津地区と大国地区が実施済みですので、法勝寺地区から読み上げたいと思います。法勝寺地区につきましては、10月19日(月)、法勝寺庁舎で9時集合でございますのでよろしくお願いします。上長田地区は9月30日(水)、緑水園に13時半集合でございます。東長田地区は9月29日(火)13時半から、青年の家に集合でございます。手間地区は10月21日(水)天萬庁舎に9時集合ということでよろしくお願いします。賀野地区は10月5日(月)13時に旧JA賀野支所で集合でございますのでよろしくお願いいたします。 以上でございます。

	議長	ただ今説明がありました『その他(1)各地区の遊休農地パトロール実施日について』質疑を受けたいと思います。
		(質問・意見無し)
	議長	無いようですので、法勝寺から賀野地区についてはこの様な形で行いたいと思います。
(2) 活動記録の提出について	議長	『その他(2)活動記録の提出について』を上程致します。提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	活動記録の提出について。
	議長	何かご意見ご質問ございましたらお願いします。
		(質問・意見無し)
(3) 令和2年7月豪雨災害義援金について	議長	『その他(3)令和2年7月豪雨災害義援金について』を上程致します。 提案者より説明を求めます。
	局長補佐	資料4番の資料をご覧いただけたらと思います。こちらが鳥取県農業会議から依頼されたものでして、令和2年7月豪雨災害義援金ということで、県内の農業委員、推進委員に協力を求めたいということで御案内がありました。7月3日から31日にかけて、全国26県に渡る豪雨による被害が甚大であったということで義援金の募集が9月1日から始まっているということでございます。ページを開いていただきますと、大きい2番に、その期間が書いてあります。9月1日(火)から10月30日(金)ということでございます。実施方法につきましては、こちらにも書いてありますが、個人による送金を基本としているということですので、事務局では一括としてまとめるのではなく、個人での御協力をいただきたいと思います。一口1,000円でございます。送金先の口座名はこちらにも書いてありますが、ゆうちょ銀行でございます。くれぐれも、口座番号の間違いないようお願いしたいと思います。繰り返しになりますが、事務局ではお金をお預かりしないということですので、全国統一のものということですのでよろしく願いいたします。 以上です。
	議長	只今説明があった件につきましてご質問などございませんか。
		(質問・意見無し)
	議長	雰囲気から、鳥取県農業会議で出すわけではないようです。そのような流れになっておりますので、報告事項ですので、以上の事でご了承下さいようお願いします。
7. 令和2年度第8回農業委員会総会の日程について	議長	令和2年度第8回南部町農業委員会総会は、令和2年10月8日(木)に開催します。
事務連絡	局長補佐	何点か追加で業務連絡をさせていただきますが、クールビズは次回10月迄で、11月からが普段の状態に戻ります。よろしく申し上げます。 最近気を付けたいことがございまして、基盤法による利用権設定がありますが、例えば10年利用権設定をされたケースで、その後に数か月

	<p>の短期間で合意解約をしたい。というようなケースが増えております。そもそも、基盤法に基づいた利用権設定といいますのは、町の方針にのっとって受け手がきちんと定めた農業経営をしていけるか審査をするわけですが、そちらで認めている、ということがありますので、これを途中で解約されるということは普通ありえないと考えております。</p> <p>ここで、事務局としては合意解約については、よろしくないということで、窓口で指導していきたいと思いますが、そもそも合意解約というものは、県の経営支援課に確認したところ、例えば南部町農業委員会で期間を定めて、利用権設定を10年した後に、例えば6か月以内は合意解約をしたらだめですよ。と指導できるかと確認させていただきました。県の回答としては、農地法第18条第7項と農地法第17条、民法第617条と618条の規定に、賃貸借の条件というのがありまして、内容を申し上げますと、これらの規定に比して、貸借人に不利なものは定められないものとみなすこととなっているということで、これを解釈すると、基本的には、合意解約を制限することはできないという法解釈のことです。何か月以内は駄目ですよと、言葉では言えないですが、余りにも期間が短いとせつかく決めた利用権設定ですので、よろしくない。という指導はさせていただこうと思います。最近そういうケースが多かったもので一応報告したいと思います。</p> <p>事務連絡の2点目ですが、前回お配りしようと思っていました名刺を今回、皆さんのお手元にお配りしております。名刺につきましては色々活用していただけたらと思いますが、今後、利用状況調査などもございますので、農業者のお宅に訪問をした際に、名刺を置いて行かれるとか、そういった活用をしていただけたらと思います。もし追加が必要であれば、印刷をさせていただきますので事務局のほうに申し出ていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>携帯番号が書いてありますが、携帯番号は抜いて欲しいという御要望がありましたらこちらも抜いたものを追加でお渡しできますので、事務局に言っていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	事務局から報告をいたしました。何かこの事でご質問ございましたら受けたいと思います。
庄倉委員	農地パトロールが終わりまして、利用意向調査をするわけですが、意向調査の用紙を、また引き続き頂ければと思います。
局長補佐	利用意向調査表ですが、必要でしたらお渡ししますので申し出ていただけたらと思います。次の総会までにはお渡しさせていただきたいと思います。
庄倉委員	分かりました。
市川委員	農地パトロールの意向調査と書類の提出についてですが、スケジュールが今分かりますか。
局長補佐	次回の総会で詳しくご説明しようと思います。
市川委員	分かりました。
庄倉委員	農業者年金の関係ですが、この度農振の関係で地図を頂いた時に、農地が沢山あって、それを原野に変えるということがあった分、農業者年金の関係で確認が必要と言う事があったので、どのようなかわりがあるのか教えていただきたいです。
局長補佐	特別委員会にかけるときには必ず年金受給者の所有している農地か

		どうかは確認してからかけております。事前に慎重にお調べしております。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	B判定に掛けるときには事前にしっかり調べています。他には何かございませんか。
	田邊委員	農業者年金は今旧西伯町と旧会見町でどのくらいおられるのですか。
	議長	田邊職員、お答えください。
	田邊職員	正確な数字はわかりませんが、多分西伯と会見で合わせて80名ぐらいの受給者がおられて、被保険者で掛けておられる方は7名ぐらいの状況であると思います。 これは今年の4月ぐらいに基金から来たデータなので、多少変動はあると思います。
	田邊委員	分かりました。
	議長	他に何かありますか。
		(質問・意見無し)
	議長	今本当にパトロールにしても、農業振興地域にしても、寄る機会は多いですので、きちんと整備をしたいと思っています。農業委員会と、産業課と行う形ですので、皆さん大変ですが御協力をひとつお願いしたいなと思います。
8. 閉 会	議長	これにて令和2年度第7回南部町農業委員会総会を閉会します。